

フォークリフトの点検・検査について



特定自主検査ステッカー

◇特定自主検査(年次検査)

- ・フォークリフトについて、事業者は1年を超えない期間ごとに1回、法令で定められた資格者により、特定自主検査を行わなければなりません。
労働安全衛生規則第151条の21
- ・検査をする人は、法令で定められた**資格を有する検査者**、または**登録検査業者**のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。
労働安全衛生法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4
- ・事業者は検査の結果、異常を認めた場合は直ちに**補修**などを行い、
正常な状態に修復させ、**その他必要な措置**をとらなければなりません。
労働安全衛生規則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28
- ・事業者は検査が済んだ機械には、見やすい箇所(運転席の付近など)に検査を実施した年月を明らかにする**標章(ステッカー)**を貼付しなければなりません
労働安全衛生規則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28
- ・検査や必要な措置を怠ったときは、**罰則(50万円以下の罰金等)**が適用されます。
労働安全衛生法 第119条、第120条、第122条

◇定期自主検査(月次点検)

- ・1ヶ月を超えない期間毎に1回定期自主検査(月次点検)を行わなければなりません。
ただし、1か月以上使用しない場合は使用開始する時に実施して下さい。
労働安全衛生規則第151条の22

◇始業前点検(作業開始前点検)

- ・事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。
 - 一 制動装置及び操縦装置の機能
 - 二 荷役装置及び油圧装置の機能
 - 三 車輪の異常の有無
 - 四 前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能
- 労働安全衛生規則第151条の25